８７ページ

１０住宅について

（１）住宅改造の助成について

　要介護の高齢者や身体に障害のある人が住んでいる住宅について、身体の状況等に応じて改造を行うための経費の一部を助成し、本人や家族の負担を軽減する制度や事業があります。

　事業の実施主体は各市町村となります。③については、市町村によって事業内容が異なる場合がありますので、申請の際はお住まいの市町村にお問い合わせください。

　①介護保険法

　　住宅改修

　　対象者　要介護認定の結果が要支援以上の人

　　助成金額　20万円（１割自己負担）

　②障害者総合支援法

　　地域生活支援事業、日常生活用具給付等事業(きょたく生活動作補助用具・住宅改修費)

　　対象者　下肢、たいかん機能障害又は乳幼児

　　助成金額　20万円(市町村が決める自己負担あり)

　③高知県補助事業

　　住宅改造支援事業（※県から市町村へ補助）

　　対象者　ア　介護保険制度の要介護及び要支援と認定された人

　　　　　　ア’介護保険制度の要介護、要支援認定を受けておらず、かつ、65歳以上の高齢者のみで居住している人

　　　　　　イ　身体障害者手帳の１級又は、２級に該当する人、若しくは、下肢、たいかん機能障害又は乳幼児期以前の非しんこう性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある３級の人"

　　助成金額 ア、イ…工事費の２／３以内（県の補助は１／３以内）

 県の補助基準額100万円（※市町村により異なります）

 ア’……補助基準額30万円

　対象工事 ア　手すりの取り付け 浴室、玄関、台所、トイレ、廊下、階段、居室等

 イ　段差の解消

 ウ　滑り防止及び移動しやすくするために行う床等の材料の変更

 エ　引き戸等への扉の取り替え

 オ　洋式便器等への便器の取り替え

 カ　上記の工事に付帯して必要となる住宅改修

　　　　　　　　①と②はいずれかの利用しかできません。

　　　　　　　　この他に工事を伴わない日常生活用具給付事業もあります。

　　　　　　　　入浴補助用具（浴室用各種手すり等）、歩行支援用具（各種手すり、各種スロープ等）

　　　　　　　　必ず工事前に申請が必要です。工事中や工事完了後の申請は受付できません。

　問い合わせ先　各市町村役場（10ページ参照）

（２）住宅等改造アドバイザー派遣について

　住宅等改造支援事業を利用して住宅改造を希望する世帯に対して、現地で効果的な住宅改造の方法についてアドバイスを行う住宅改造アドバイザー（福祉じゅう環境コーディネーター）の派遣を行います。

　アドバイザー派遣に係る費用は全て県が負担します。

　住宅改造終了後、アドバイザーによる現地確認（モニタリング）を実施します。

　問い合わせ先各市町村役場（10ページ参照）

（３）福祉用具を用いた住まいの相談について

　高知県社会福祉協議会　いきいきライフ推進課（福祉用具展示コーナー）

　福祉用具の導入を含めた住まいなど生活環境の整備について相談に応じます。

　場所　高知市あさくらぼ375－1　高知県立ふくし交流プラザ１階

　相談日　毎日 9：00～17：00（第２にちようび、祝日、年末年始を除く）

　問い合わせ先　電話088-844-9271　ファックス088-844-9411

８８ページ

 ＮＰＯ法人 福祉じゅう環境ネットワークこうち

　身体に障害のある方や高齢者の住宅改修等の相談に応じます。

　場所　タウンモビリティステーションふくねこ（高知市はりまや町1丁目1番24号）

 時間　11:00～16:00　事前予約が必要です。

　問い合わせ先　電話・ファックス　088-855-4620　直通電話　080-3924-4712

（４）県営住宅への入居について

　「世帯むけ住宅」に入居を希望するＢわん以上の知的障害、２級以上の精神障害、４級以上の身体障害のある人及びその世帯で住宅に困っている人は、入居選考において、優遇そちを実施しています。

　また、「身体障害者住宅」として、下記の団地を整備しています。

横浜団地（高知市）　視聴覚障害者用　世帯むけ　４戸　　車イス使用者用　世帯むけ　６戸

若草町団地（高知市）車イス使用者用　単身世帯むけ　２戸　単身むけ　２戸

船岡団地（高知市）　車イス使用者用　単身世帯むけ　10戸　単身むけ　４戸

けら団地（高知市）　車イス使用者用　単身世帯むけ　９戸　単身むけ　２戸

かもはら団地（南国市）　視聴覚障害者用　世帯むけ　１戸　　車イス使用者用　世帯むけ　３戸

春野団地（高知市）　視聴覚障害者用　単身世帯むけ　７戸　　車イス使用者用　世帯むけ　７戸

問い合わせ先　高知県住宅供給公社　電話088-883-0344

市町村営住宅については、各市町村担当課にお問い合わせください。

（５）福祉ホームについて

身体又は知的、精神の障害があり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供します。福祉ホームには管理人が配置されており、利用者の日常生活に関する相談、助言及び施設の管理を行います。

以下、県内の福祉ホームです。

①名称：コーポラスこくふ、定員：10人、設置・経営者めい：社会福祉法人土佐厚生会、施設の住所：郵便番号783-0052南国市そやま269-1、電話番号：日中088-862-3455（ウィール社）、夜間088-862-3522、ＦＡＸ番号：088-862-3457

②名称：サンホームしおみ、定員：6人、設置・経営者めい：社会福祉法人じんしん会、施設の住所：郵便番号787-0332土佐清水市汐見町11-9、電話番号：0880-82-0902（FAX兼用)

お問い合わせは、市町村役場または各福祉ホームにお願いします。

（６）高知県居住支援協議会

地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施しています。

問い合わせ先　高知県宅地建物取引業協会　電話088-823-2001

（７）その他

①名称：視覚障害者養護老人ホーム土佐くすのき荘、定員：50人、設置・経営者めい：社会福祉法人土佐平成福祉会、施設の住所：郵便番号781-2164高岡郡ひだかむらほんむらあざつちはし5-5、電話番号：889-24-7411、ＦＡＸ番号：0889-24-7413

②名称：聴覚障害者養護老人ホーム静幸苑、定員：30人、設置・経営者めい：社会福祉法人土佐平成福祉会、施設の住所：郵便番号781-2164高岡郡ひだかむらほんむら442-2、電話番号：0889-24-6660、ＦＡＸ番号：0889-24-6661